

事務連絡
令和7年11月6日

各
都道府県
指定都市
中核市
保育主管部局 御中

こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局母子保健課

経済産業省による「子供用特定製品」に関する規制の創設について（周知）

子ども・子育て支援の推進につきましては、平素から格段の御配意を賜り厚く御礼申し上げます。

消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）の改正に伴い、令和7年12月25日より、「子供用特定製品」の製造、輸入及び販売に関する規制等が導入されることとなります。

制度の詳細については別紙を御確認いただき、その内容を十分御了知いただくとともに、出産を控えた家庭や乳幼児のいる家庭への周知を図るため、関係機関等に対する周知をお願いいたします。

また、都道府県におかれでは、管内の指定都市及び中核市を除く市町村（特別区を含む。）に対する周知をお願いいたします。

別紙

事務連絡
令和 7 年 1 月 5 日

こども家庭庁
成育局保育政策課
成育局母子保健課 御中

経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課

子供用特定製品の規制開始に関する周知への協力依頼

平素より、製品安全行政へ御協力をいただき、御礼申し上げます。

消費生活用製品安全法（昭和 48 年法律第 31 号。以下「法」という。）の改正に伴い、令和 7 年 12 月 25 日より子供用特定製品に関する新たな規制が開始されます。出産を控えた家庭や乳幼児のいる家庭への周知を図るため、貴庁におかれましては、関係団体、地方公共団体の関係部署に広く周知いただきたく依頼申し上げます。

記

1. 消費生活用製品安全法の新たな規制について

法は、消費者が日常使用する製品（以下「消費生活用製品」という。）により起こりうる怪我、火傷、死亡などの事故の発生等を未然に防ぎ、消費者の安全と利益を保護することを目的としています。

「消費生活用製品」のうち、構造、材質、使用状況等からみて、一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品については、消費生活用製品安全法施行令（昭和 49 年政令第 48 号）第 1 条に基づき、「特定製品」として指定されています。

近年のインターネット取引の拡大による影響及び玩具等のこども用の製品の安全確保のため、令和 6 年の通常国会において「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 67 号）が成立し、同年 6 月 26 日に公布されました。この改正においては、「子供用特定製品」という枠組みが新設され、「子供用特定製品」に指定された製品については、経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和 49 年通商産業省令第 18 号）で定める技術基準等に適合している旨を示す子供 P S C マーク等を付していない場合、製造、輸入及び販売ができなくなります。

2. 子供用特定製品の指定及び施行について

令和 6 年 12 月 13 日に公布された「消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令」（令和 6 年政令第 374 号）により、乳幼児用ベッド及び乳幼児用玩具が「子供用特定製品」に指定され、本年 12 月 25 日に施行されます。特に乳幼児用玩具については、これ

まで法律による窒息やけがなどを防止する観点からの安全規制がなく、諸外国の安全規制を満たさない危険な製品がインターネット取引を通じて直接国内に持ち込まれる懸念が生じていました。この改正により、国内では安全性が確認された製品のみを流通させることができます。

また、「子供用特定製品」には、子供PSCマークの他、対象年齢及び注意文言の表示も義務化されます。消費者の方が子供用特定製品を購入、使用する際には、子供PSCマークを確認いただき、対象年齢、使用上の注意を確認し、遵守いただくことが重要です。

なお、乳幼児用玩具については、本年12月25日の施行日前に製造・輸入されたものは、子供PSCマークの表示なしで販売可能となりますので、こどもたちが安全に遊べるよう、日本玩具協会が発行するSTマークを確認することも有用です。

一方、乳幼児用ベッドについては、令和9年3月24日までは、現行のひし形のPSCマークが表示された製品も販売されますが、子供PSCマークが表示された製品との間で安全性に係る基準に変更はありません。

3. 周知等について

上記について、関係団体、地方公共団体の関係部署に広く周知いただくようお願いいたします。添付のチラシデータを御活用いただく場合、例えば、メールやLINE等でのお知らせ配信、HPへのリンク掲載など、御負担にならない方法で適宜御実施いただけますと幸いです。

なお、今回の規制について御不明の点がある場合は、経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ 製品安全課まで直接お問い合わせいただくようお伝えください。

(参考1) 経済産業省(乳幼児用玩具特設ページ)

https://www.meti.go.jp/product_safety/kodomo/gangu_kisei.html

(参考2) 乳幼児用玩具に表示される子供PSCマーク



(経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令別表第8に規定)

(参考3) 乳幼児用ベッドに表示される子供PSCマーク



(経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令別表第9に規定)

(参考4)消費者向けチラシ

https://www.meti.go.jp/product_safety/kodomo/pdf/kodomopsc_customer.pdf

以上

<お問い合わせ先>
経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ 製品安全課
電話：03-3501-4707
メール：bz1-psc@meti.go.jp
担当：川目、永田、山田（龍）、吉田